

国住指第 4185 号  
平成 27 年 2 月 13 日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の  
取扱い等について（技術的助言）

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 412 号。以下「整備政令」という。）が平成 26 年 12 月 24 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。この整備政令の内容については、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）」（平成 26 年 12 月 24 日付府政共生第 1191 号、26 文科初第 996 号、雇児発 1224 第 1 号）において、既に通知されているところです。

整備政令のうち、建築基準法施行令の一部改正においては、幼保連携型認定こども園が、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）上の「学校」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の「児童福祉施設」に位置付けられることに伴い、所要の改正を行ったところです。具体的には、幼保連携型認定こども園が子どもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設として制度化されたことを受け、建築基準法施行令においては、幼保連携型認定こども園に対して幼稚園及び保育所と同じ規制（基準が異なる場合にはより厳しい方の規制）を適用するよう整理しています。

しかしながら、幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについても、建築物の延べ面積や構造種別等の条件によって適用されない場合もあるなど、必ずしも全ての建築物に適用されるものではありませんので、個別の事案ごとに基準の適否を判断し、適切に対応されるよう十分留意願います。

本制度の円滑な施行に向けて、施設所有者等からの相談には、事前相談の段階から丁寧に対応するとともに、教育担当部局（私立学校担当部局を含む。）や福祉担当部局等の関係部局と日常的に情報共有を行うなど、緊密に連携するようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

事務連絡  
平成27年2月13日

各都道府県  
建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の  
取扱い等について（補足）

日頃より建築行政の適確な実施にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。  
さて、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の  
取扱い等について（技術的助言）」（平成27年2月13日付国住指第4185号）を通知し  
たところですが、運用に当たっての補足事項を下記のとおりお送りします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査  
機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この  
旨周知していることを申し添えます。

## 記

### 第1 整備政令における建築基準法施行令の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年  
法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の改正により、幼保連携型認定こども  
園が子どもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設として制度化されましたが、  
第2に示す考え方とおり、幼保連携型認定こども園には幼稚園及び保育所と同じ規制  
（基準が異なる場合にはより厳しい方の規制）を適用する必要があるため、以下の改正  
を行いました。今後、平成27年4月1日に施行されます。

- ① 採光の規制については、幼稚園の教室と保育所の保育室に同一の規制が適用されて  
いますが、適用対象となる居室として、幼保連携型認定こども園の保育室を追加し（幼  
保連携型認定こども園の教室は、建築基準法第28条第1項の「学校の教室」に該当）、  
幼稚園及び保育所と同一の規制を幼保連携型認定こども園に適用することとしました  
（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第19条第2項及  
び第3項関係）。

なお、採光の規制が適用される建築物を定める令第19条第1項において、「児童福  
祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）」とする改正を行っているのは、建築基準  
法第28条第1項で「学校」を定めており重複を避けるためです。これに伴い、令第19  
条においては「児童福祉施設等」に幼保連携型認定こども園が含まれませんが、令第

115条の3で「児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」としているため、以降の規定においては児童福祉施設等に該当します。

- ② 排煙設備（令第126条の2）、非常用の照明装置（令第126条の4）及び内装制限（令第128条の4及び令第129条）の規制については、「学校等」が適用外となっていますが、児童福祉施設としての性格も有する幼保連携型認定こども園については、これらの規制を適用させる必要があるため、令第126条の2において定義されている「学校等」から「幼保連携型認定こども園」を除くことにより、適用させることとしました。（令第126条の2第1項関係）

## 第2 幼保連携型認定こども園の建築基準法における取扱いについて

### (1) 適用される基準について

幼保連携型認定こども園に適用される技術基準については、幼稚園及び保育所に同様に適用される基準は、幼保連携型認定こども園に対しても同様に適用されることとなりますが、幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについては、今般、幼保連携型認定こども園が保育所と同様三歳未満の子どもに対する保育を行い得るものであること等を踏まえ、規制内容がより厳しい方を適用させることとし、第1のとおり、建築基準法令の所要の改正を行ったところです。

当該改正後の、幼保連携型認定こども園に対する基準の適用（幼稚園及び保育所で規制内容が異なる主なもの）については下表のとおりですので、参考としていただけますようお願いいたします。なお、今後排煙設備の設置を不要とする部分を定める告示を改正する予定です（別紙参照）。

ただし、改正後の認定こども園法に基づく認可の際の提出書類その他の関係書類及び関係部局間での連携等により、当面の間満三歳未満の子どもの保育を行わず、かつ、当該子どもの保育を行うこととする際にその旨を把握できる場合には、当該子どもの保育を行うまでの間は下表の避難関係規定の適用上幼稚園として取り扱い、当該保育を行うこととする際に、幼保連携型認定こども園に対する基準を適用することが可能です。

さらに、関係書類及び関係部局間での連携等により、満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合には、当該変更までの間は当該子どもの保育を行う部分（関連する避難施設等を含む。）以外の部分は下表の避難関係規定の適用上幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能です（下表\*参照）。

なお、事業者等から相談があった場合には、基準ごとに適用される規模等の要件があること、基準によっては適用除外となる要件が定められているものもあること、「避難安全検証法」により避難関係規定の適用を除外できる場合があることなどを十分に踏まえ、個別の事案ごとに各基準の適否を判断し、適用除外規定や避難安全検証法の活用を促すなど適切かつ柔軟に指導及び助言をしていただけますようお願いいたします。

(参考) 幼保連携型認定こども園に対する建築基準法令の基準の適用について

\* : 満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合

保育所及び幼稚園で規制内容が異なる基準とその概要			幼保連携型認定こども園に適用される基準
基準	保育所	幼稚園	
法第 24 条 (木造建築物等である特殊建築物の外壁等)	適用外	法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある木造建築物等の場合、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。	幼稚園と同様の基準が適用される(法第 24 条の「学校」に該当)。
法第 27 条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	2 階の部分の保育所の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上の場合には耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 【別表第一(二)項関係】	幼稚園の用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の場合には耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 【別表第一(三)項関係】	保育所と同様の基準と幼稚園と同様の基準(いずれの基準も厳しい規制内容となり得る)の両方が適用される(法別表第一(二)項及び(三)項の両方に該当)。 (幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置基準において、2 階に保育室等を設ける場合には耐火建築物又は準耐火建築物であることとされているため、建築基準法の適用関係が問題となるケースは殆どないと考えられる。)
令第 120 条 (居室から直通階段に至る歩行距離)	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合以外の場合には、居室から直通階段に至る歩行距離を 30m 以下としなければならない。 【第 1 項の表(二)項】	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合以外の場合には、居室から直通階段に至る歩行距離 40m 以下としなければならない。 【第 1 項の表(三)項】	より厳しい、保育所と同様の基準が適用される(令第 120 条第 1 項の表(二)項に該当)。 * 満三歳未満の子どもの保育を行わない居室は同表(三)項の適用が可能。
令第 121 条 (二以上の直通階段を設ける場合)	保育所の用途に供する階で、その階における保育所の用途に供する居室の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> *を超える場合には、二以上の直通階段を設けなければならない。【第 1 項第 4 号】 *主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場	用途による上乗せは無し	保育所と同様の基準が適用される(令第 121 条第 1 項第 4 号の「児童福祉施設等」に該当)。 ただし、一定規模以上の場合に適用されることに留意。 * 満三歳未満の子どもの保育を行わない居室は同号の「児童福祉施設等の主たる用途に

	合は100㎡		供する居室」の床面積に算入しないことが可能。
令第126条の2(排煙設備の設置)	<p>保育所の用途に供する特殊建築物で延べ面積が500㎡を超える場合等には、排煙設備を設けなければならない。【第1項】</p> <p>ただし、床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の壁等で区画されている部分等(令第126条の2第1項第1号等)及び平成12年建設省告示第1436号に定める部分には設置不要。なお、設置不要とする部分を追加する改正を予定(別紙参照)。</p>	適用外	<p>保育所と同様の基準が適用される(適用外の令第126条の2第1項第2号の「学校等」には該当しない(満三歳未満の子どもの保育を行わないことが確認できる期間を除く。))。</p> <p>ただし、一定規模以上の場合に適用されること及び一定の措置が講じられている場合には設置が不要となることに留意。</p>
令第126条の4(非常用の照明装置の設置)	<p>保育所の用途に供する特殊建築物の居室及び居室から地上に通ずる通路等には、非常用の照明装置を設けなければならない。【第1項】</p> <p>ただし、窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分※(以下「居室等」という。)で①又は②に該当するものには設置不要(詳細は平成12年建設省告示第1411号参照)。</p> <p>① 避難階の居室等で当該居室等から屋外への出口までの歩行距離が30m以下</p> <p>② 避難階の直下階又は直上階の居室等で当該居室等から避難階における屋外への出口等までの歩行距離が20m以下</p> <p>※「これに類する建築物の部分」は、窓その他の開口部を有する廊下、階段その他の通路等も含む。</p>	適用外	<p>保育所と同様の基準が適用される(適用外の令第126条の4第1項第3号の「学校等」には該当しない(満三歳未満の子どもの保育を行わないことが確認できる期間を除く。))。</p> <p>ただし、一定の措置が講じられている場合には設置が不要となることに留意。</p> <p>*満三歳未満の子どもの保育を行わない居室及び居室から地上に通ずる通路等は適用除外とすることが可能。</p>
令第128条の4及び令第129条(内装制限関係)	<p>耐火建築物の場合、保育所等の用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上の場合に、当該用途に供する居室及び当該居室から地上に通ずる主たる通路の内装制限を受ける。など</p>	適用外(火気使用室を除く)	<p>保育所と同様の基準が適用される(令第128条の4第1項第一号の表(二)項、第2項、第3項、令第129条第1項、第4項等に該当)。</p> <p>*満三歳未満の子どもの保育を行う部分(関連する避難施設等を含む。)以外の部分は「当該用途に供する部分」ではないものとしてこれらの規定の適用が可能。</p>

(注) 幼保連携型認定こども園(表の避難関係規定の適用上幼稚園として取り扱う場合を含む。)は、管理・利用が一体的になされる単一の施設であることから、令第112条第13項の規定による異種

用途区画は適用されません。

## (2) 手続きについて

平成 27 年 4 月 1 日以降、既存の幼稚園又は保育所から改正後の認定こども園法に基づく認可（届け出）により新幼保連携型認定こども園に移行する場合の建築基準法上の手続きについては、以下のとおりです。

- ① 既存の幼稚園から新幼保連携型認定こども園に移行する場合、その床面積の合計が 100 平方メートルを超えれば、建築基準法第 87 条第 1 項に規定する確認申請等の手続きが必要になります。ただし、改正後の認定こども園法に基づく認可の際の提出書類その他の関係書類及び関係部局間での連携等により、当面の間満三歳未満の子どもの保育を行わず、かつ、当該子どもの保育を行うこととする際にその旨を把握できる場合には、当該子どもの保育を行うこととするまでの間は同項の適用上幼稚園として取り扱い、当該保育を行うこととなる際に、同項に規定する確認申請等の手続きを行うことが可能ですので、個々の状況に応じ、柔軟な対応をお願いします。
- ② 既存の保育所から新幼保連携型認定こども園に移行する場合、建築基準法の技術基準の適用関係から判断して「児童福祉施設等」間での用途の変更に該当するため、令第 137 条の 17 の規定に基づき、同法第 87 条第 1 項に規定する確認申請等の手続きは必要ありません。
- ③ なお、既存の幼保連携型認定こども園は、認定こども園法一部改正法の規定により実態の変更によらず施行日に新幼保連携型認定こども園にみなされるものであることから、増改築等を行う場合を除き、確認申請等の手続きを行う必要ありません。

なお、確認申請等に対しては、できる限り速やかに対応いただくとともに、やむを得ず新幼保連携型認定こども園への移行までに工事が完了しない場合には、例えば、工事の進捗に併せ、満三歳未満の子どもについては保育所の基準に適合した部分において保育を行うことを申請者に助言するなど、建築部局として可能な限りの柔軟な対応をお願いします。これらにより難しい場合等がございましたら、遠慮なく当課までご相談願います。

### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

担当：第 1 の部分

第 2 の部分

：法規係長 鷹尾

：企画係長 田伏

：防火係長 津村

電話：03-5253-8513 / 03-5253-8514

事務連絡

平成27年3月6日

各都道府県

建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

幼稚園型認定こども園の建築基準法上の取扱いについて

日頃より建築行政の適確な実施にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

先般、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（補足）」（平成27年2月13日付事務連絡）をお送りしたところですが、幼稚園型認定こども園の建築基準法上の取扱いについても、運用に当たっての留意事項等下記のとおりお送りします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

幼稚園型認定こども園は、幼保連携型認定こども園と異なり、施設全体として「学校」及び「児童福祉施設」の両方に該当するものではないため、建築基準法上、認可幼稚園の部分については幼稚園の基準が適用されます。（預かり保育は、満三歳以上の子どもを対象とするため、その利用形態、機能から建築基準法上幼稚園に該当します。）

一方、満三歳未満の子どもの保育を行い得る併設保育機能施設の部分については、保育所の基準と幼稚園の基準のどちらを適用するかについて施設の実情に応じて判断されているものと考えられますが、保育所と判断する場合にも、幼保連携型認定こども園と同様、2月13日付事務連絡に示した考え方のお取り扱いが可能です。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

担当：企画係長 田伏

電話：03-5253-8513 / 03-5253-8514

事務連絡  
平成27年3月6日

各都道府県  
建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件の施行について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第126条の2第1項第5号により、排煙設備を設けなくてもよい建築物の部分として、平成12年建設省告示第1436号において、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない部分を定めているところです。同告示について、新たに排煙設備の設置を不要とする部分を追加し、平成27年2月12日から2月25日までパブリックコメントの募集を行いました。これを踏まえ、別紙の改正案を平成27年3月18日に公布する予定です。施行に際しては下記の内容を技術的助言として発出する予定ですので、これを前提とした適切な助言等をお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 告示の概要

火災発生時に当該階の規制の対象となる主たる用途に供する全ての居室が、各居室から他の居室や一定以上の廊下を経由せずに容易に安全な外部に避難できるものについては、利用者が避難するまでの間避難上支障となる煙又はガスの降下が生じないものとして、避難階又は避難階の直上階で、次の①及び②に適合する部分（以下「適合部分」という。）について、排煙設備の設置を不要とする。

- ①建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途又は別表第一（い）欄（二）項で就寝の用途に供さないもの又は（三）項に掲げる用途（令第126条の2第1項第2号の規定により排煙設備の設置を要しないこととされている学校等を除く。）に供

するものであること。

- ②①の用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口（以下「屋外への出口等」という。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

## 2. 建築確認に際しての留意事項

建築確認に際して、関連する留意事項を以下に示すので、貴職における執務の参考とされたい。

居室の各部分から屋外への出口等まで及び屋外への出口等から道までの避難上支障がないものであることとして、当該居室に存する者の特性に応じて支障がないことを確認する必要があるが、例えば、屋外への出口等の種類に応じ、以下のとおりの要件が考えられる。

- (1) 居室の各部分から屋外への出口まで及び屋外への出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件
  - ①居室の各部分から屋外への出口までの歩行距離が一定程度以下（目安として居室の床面積100㎡程度を想定し10m程度）であること
  - ②戸や掃き出し窓である等居室内の在館者が開口部を通じ屋外へ支障なく出られること
  - ③屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること
  - ④他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること
- (2) 居室の各部分からバルコニーまで及びバルコニーから道までの避難上支障がないものとして必要な要件
  - ①居室の各部分からバルコニーへの出口までの歩行距離が一定程度以下（目安として居室の床面積100㎡程度を想定し10m程度）であること
  - ②在館者が開口部を通じ当該バルコニーへ支障なく出られること
  - ③バルコニーが十分に外気に開放されていること
  - ④当該バルコニーから地上へ屋外階段、すべり台、タラップ等の当該居室に存する者の特性を踏まえた避難経路等が確保されており、バルコニーから地上までの避難経路等について、当該バルコニーに通ずる各出口から地上までの二方向避難が確保されていること又は他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること
  - ⑤車いすを利用する者が多く利用する施設にあっては、バルコニーから通ずる同一階で、屋上等の安全な一時退避場所を確保すること
  - ⑥地上に通ずる部分から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること
- (3) 居室の各部分から屋外への出口に近接した出口まで及び屋外への出口に近接した出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件

- ①居室の各部分から屋外への出口に近接した出口までの歩行距離が一定程度以下（目安として居室の床面積100㎡程度を想定し10m程度）であること
- ②（1）②と同じ
- ③縁側を通じた屋外への避難のように、居室の出口から屋外への出口が容易に把握でき、居室の出口から屋外への出口まで安全かつ容易に到達できる距離にあること
- ④屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること
- ⑤他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること

なお、上記（1）（2）では、廊下や他の居室を経由した避難は認められず、（3）では他の居室を経由した避難は認められないことに留意されたい。

- （4）「その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口」とは、避難階の直上階の居室の出口で、防火区画された直接道に通ずる直通階段に通ずるもの等が想定される。

○火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	改 正 前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。）以外の建築物の部分の全てが令第百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるものいずれか若しくはイ及びロからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）</p> <p>(1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。</p> <p>(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。</p> <p>ハ 法第二十七条第二項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイからニまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十七条第二項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車庫</p>

で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

ニ・ホ (略)

庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

ハ・ニ (略)